

名古屋市環境審議会 第1回 環境影響評価部会  
会議録

1 開催日時

平成23年5月25日（水）午前10時～午前11時55分

2 開催場所

市役所第12会議室（東庁舎1階）

3 出席者

(1) 部会委員（五十音順、敬称略）

内川 尚一 （名古屋商工会議所理事・企画振興部長）  
香坂 玲 （名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授）  
河野 義信 （社団法人中部経済連合会産業技術部長）  
土屋 由紀 （名古屋女子大学非常勤講師）  
豊島 明子 （南山大学大学院法務研究科准教授）  
鳥居 憲一 （公募委員）  
原田 彰好 （愛知県弁護士会）  
福井 清 （公募委員）  
吉久 光一 （名城大学理工学部建築学科教授）

計9名

(2) 事務局 地域環境対策部長始め7名

(3) 傍聴者 2名

4 議事及び意見等の要旨

事務局が、今回の部会の出席者が9名であり、部会が成立していることを確認した。また、吉久委員が部会長に指名された旨の紹介、部会委員の紹介、事務局職員の紹介、部会に関する規定の説明後、本日のスケジュールについて簡単に説明した。

また、議題の審議に入る前に、部会長代理を豊島委員に決定した。

議題1：環境影響評価制度のあり方について

ア 環境審議会への諮問内容について

[部会長] それでは、「議題1 環境影響評価制度のあり方について」に入りたいと思います。この件につきましては、1月21日の名古屋市環境審議会へ諮問され本部会が設けられました。まず始めに環境審議会への諮問の内容を事務局より説明していただきたいと思います。

[事務局] （参考資料3に基づき説明）

[部会長] ありがとうございました。ただ今、事務局から環境審議会への諮問の内容についての説明がありました。何かご質問等がありますか。よろしいですか。  
それでは、次のイに入らせて頂きたいと思います。

イ 法改正に伴う検討事項について

[部会長] この部会で審議していく内容には、主に法の改正に伴う検討事項と市独自に検討すべき事項があるかと思しますので、まずは「イ 法改正に伴う検討事項」についてご説明を頂きたいと思えます。

[事務局] (資料1、参考資料4に基づいて説明)

[部会長] ありがとうございます。法律の改正内容とそれに伴う検討事項について、ご質問等がありますか。

[委員] 参考資料4の法改正の必要性の箱に、「大規模かつ国が一定の関与を行う事業(例:道路、ダム、飛行場等)」とありますが、対象事業のリストと、年間もしくは過去何年間かの件数が分かれば、少しイメージアップ出来るので、教えてください。それが1点。

ふたつ目は、現行法で、公表しているのは準備書だけですか。方法書と準備書について、左側に「住民・知事等意見」の箱があるということは、何がしかの公表をしていて意見が言えるようになっているというふうに見受けられるのですが、その辺はどうなっていますか。

[事務局] ひとつ目の対象事業の種類と実績については、今日は資料を用意していませんので、次回以降に一覧表のような形でお示ししたいと思います。対象事業には、道路、鉄道といったルート状のようなもので規模の大きなものや、ダム、飛行場、発電所といった、大きな施設について対象になっているものがあります。それから、面開発で、区画整理や大規模な団地を作るものなどがあります。

ふたつ目の、どの段階で公表しているのかということですが、参考資料4の表の左側に現行法の流れがあります。基本的には方法書、準備書、評価書につきましては、事業者が一般の方に対して公表しています。方法書と準備書については、住民等の意見を必ず聴くということが制度化されていますので、事業者は、方法書や準備書を作り、それを公表して意見を聴くという形になっています。評価書については、公表する義務はありますが、住民の意見を聴く事にはなっていません。

[委員] 制度の仕組みとして、環境アセスの内容が、実際の事業をやる際に、どれくらい影響を持っているのかということをお聞きしたいです。法律レベルの話で、参考資料4の方法書、準備書、評価書という流れの中で、最後に許認可がないと事業が出来ない訳ですけども、アセスの評価結果が許認可の判断にどのくらい反映してくるのかしないのか、許認可の際にアセスの結果が許可条件になっているのか、その辺を教えてください。それと、名古屋市のアセスは、許認可にどのように関わっているのかをお聞きしたいです。

[事務局] 参考資料4に許認可等とありますが、そもそも法律の対象事業は、国などが許認可権を持っているものが前提条件になっていて、事業の着手前に評価書まで行きますけれども、評価書は許認可権者に送られるという仕組みになっています。国土交通大臣などの許認可権者は、環境大臣の意見を聴いた上で、環境の配慮についての意見を述べます。許認可そのものは別の法律ですので、評価書に盛り込まれた環境保全上の配慮事項については、法律の間の横断的な条項の中で担保していると環境省は言っています。ただ、守らなかったからといって罰則があるという仕組みにはなっていないので、それ以降、実際にやっているかどうかは、例えば、市民が監視するとかそういうことかと思えます。

名古屋市の制度につきましては、名古屋市が許認可を持っているかどうかにかかわらず、一定の規模以上の事業を対象にするという形をとっています。例えば、今、名古屋駅前の再開発で超高層ビルに建て替える事業の審査をしています。名古屋市がビルを建て替える事業実施の許認可を持っている訳ではないのですが、条例上のアセス手続きとして、環境上の影響について情報公開して意見を聴くという仕組みの中で、環境配慮を確保できればいいということで、やっています。市条例にも、許認可を持っている方に対して評価書に盛り込まれた内容を配慮してくださいという規定はありますけれども、いわゆる努力規定です。

[委員] 今回の法改正によって、今まで名古屋市でやられてきた環境保全努力に対して、より良い方向になるのか。具体的にどのように見えていますか。

[事務局] 総論では、今度の法律の改正で事業のより早い段階で事業計画を公表して環境保全上の配慮事項について検討ができるといったことですか、既存の手続きの中においても市民の方への

情報提供の程度もより良い方向に改善していくので、環境配慮についてはより進むと感じています。ただ、具体的にどの程度効果があるかといったことは今後かなと思っています。

[委員] 名古屋市の行政のこれからの体制について。これが出来ることによって、技術基準に対しての研究も進まなくてはなりませんし、これに見合ったシステム作りなど、業務が大変になってくと思うのですが、それに対しての見通しみたいなものはどのように考えていますか。

[事務局] 見通しという話に対しては、内部的にも詰めた検討まではいっていませんが、名古屋市の環境行政としましては、法律の部分というよりも、名古屋市の条例の制度を変える必要があれば変えていくということで、皆さんに議論していただく中で、例えば、生物多様性とか低炭素など環境分野の新しい知見もあるでしょうし、手続きを増やすとか、対象要件を増やすというような一定の方向がまとまってきた段階で、それを実現できるように行政として対応をしていくことになるのかなと思っています。

[事務局] 法律が改正されたことで、特に名古屋市として、体制を強化するという事はないです。環境アセスメントの1件1件の中身の濃さと件数によって我々はずっと体制を考えていますので、件数や難しい案件が増えてきた場合には、それに見合った体制を作る。基本的にはこういう考えでおります。

[部会長] 今の段階では、そういうふうにご考慮される。ただ、6回審議して、仕事が増えるかもしれないが。

[事務局] 審議していただいて、たくさん意見が出て、行政側に課題が課せられるというような事がある場合には、また考えていかなければなりません。

[委員] 戦略的環境アセスメントは、手続き論として、入口の方で検討事項についての情報が公開されるということがひとつ新しい点かと思えます。これまでよく議論になったのが、事業です。「やる」方向で、市民の方とか一般の方は、そもそもそれを「やらない」という議論ができず、やりましょう、ただ、気をつけることは何でしょうという環境面でのチェックリストとしてやっていきましょうということでした。戦略的アセスという段階では、その段階も理論上は出来るようになっていくという理解ですけれども、ただ、現実問題として、なかなかそこまで踏み込めるかという点、そこはなかなか議論があるところだと考えています。

もう1点、災害の話がありまして、世の中の一般的な論調としては、緩和すべきだとか、アセスを少し簡略化すべきだという意見があって、それはそれで、理解すべき事ではあります。日曜日に被災者の漁民の方の話聞く機会があり、長期的な視点で考えた時に復興だからといってアセスという視点をないがしろにしてはいけないという意見がありましたので、緑のサイドとしては、「やる」、「やらない」という議論と、今それどころではないというものに対しても、議論をしっかりと行っていかないといけないのかなと個人的には考えています。

[事務局] 次回以降それぞれのテーマの時に深めていただければと思うのですが、ひとつ目いただいた戦略的環境アセスメントで、やらない場合のゼロ案を入れるか入れないかといった話が議論になっていると思います。まだ、政令や省令が出ていませんので、具体的にこの法改正でやる事になった配慮書について、どこまで複数案を盛り込むべきか、やらないゼロ案をどうするかといった事に対しては見えていません。そこはこの部会の議論にも関係するので、何らかの情報が得られたら出しますので、議論していただきたいと思っています。

災害の話ですが、今の環境影響評価法でも名古屋市の環境影響評価条例でも、災害対策に係るものは除外規定を設けていますので、大災害が起きた時の復旧のものについては除外するという事です。実際報道でも、東北電力と東京電力の火力発電所はアセス法免除ということで動いていますが、全部ではなく応急的なものは免除をしているようです。けれども、復旧に使うものではなく、長期的に使う本格的な火力発電所は、例として新仙台火力発電所がアセスを行っていますけれども、免除をせずに法律でやっていますので、短期的な災害対策の部分と長期的な街づくりの部分とは分けて考えることができると思います。

[委員] 今のことと関連するのですが、現行法では方法書と準備書については、公表して市民の意見を聴きますが、公表はどういった方法で行われているのですか。

それから、改正事項の中で、戦略的環境アセスメント制度の新設というのは、具体的にいえば、配慮書を作ってくださいということで、これもまた公表して市民の意見を聴くということ

だと思うのですが、これも同じような方法でやるということで検討が進められているのでしょうか。

[事務局] 1点目は、方法書とか準備書の公表の方法についてのご質問でした。義務付けられているという点でいきますと、事業者が方法書や準備書などの図書を作り、その図書を、1ヶ月間期間を区切って住民の方に自由に見ていただく場を設けます。それから、事業を実施する場所やその周辺の自治体が事業者と協力して、市役所やコミュニティーセンターなどにも1か月の期限を区切って、図書を置いています。義務付けではありませんが、一部の事業者や一部の自治体では、インターネットに載せています。

これから新設される配慮書については、これも事業者が図書を作って公表することが義務付けられていますので、おそらく方法書と同じような方法で公表していくと思います。ただ、まだ政令や省令が出ていませんので情報が入手できない状況です。

[部会長] 今回も電子縦覧ということがありますけれども、この部会の検討事項として、全部載せるか載せないか、どこまでインターネットに載せるかという内容が入ってくるのですね。

[事務局] 名古屋市の条例についてはここで検討して方向性を出していただければと思います。

[部会長] そうすると、配慮書、方法書、準備書、評価書それぞれ、どの程度公開するかということがあろうかと思っています。

[委員] すごい量のものが公開されても、読み解くということは非常に難しいケースが多いと思います。よほどの専門家なら可能かと思いますが、例えば、説明をしていただける人が常駐するか、何か良い方法を考える必要があるのではないかと思います。折角の内容が皆さんに伝えられないということは非常に不幸だと思います。膨大な資料を読み解くというか、説明できるというか、ただ公開するだけでなく、公開の意義がそのまま発揮できる方法を何か検討していただきたいと思います。

[部会長] それはまさにこの部会で、次回以降の検討事項だと思いますので、是非色々ご提案いただければと思います。

[委員] 今の話に係るのですが、厚みが1cm位ある要約書は見ないですね。普通、企業ではA3、1枚で説明しろとか、せいぜい多くて5枚以下だと思います。分かりやすくというのが1点。方法書、準備書は公開して意見を集めますけれども、もらった意見の反映の仕方でも事業の中身が変わるかと思いますが、そういったことをやられているのかという確認をしたいのが1点。それから、市条例の中には、事前配慮という制度があろうかと思うのですが、これは、今、どういう取り扱いをされているのかを教えて欲しいのですけれども。

[事務局] まず今の制度で方法書や準備書段階でいただいた意見について、どのように反映しているかということですが、方法書にはこれからアセスメントをやっていくときに、どういう環境分野について、どのような測定をするか、どのように予測をするかといった方法が書いてあります。その時に事業者は、発電所や道路を作るということについて、事業者としてこういう環境上の問題があるということを書いてくるので、それに対して環境の捉え方が足りないとか、調査地点が少ないといった環境上のことについて、市民や市長が意見を述べて、事業者は、不十分であれば、調査地点を増やしたり環境項目を追加するといったことをします。準備書では、予測をして工事中の騒音が何デシベルになるとか、動植物ですと、仮の話ですが、希少種の営巣地が大丈夫とか大丈夫でないといった結果と、このような環境保全上の措置をとるからこの事業をやっても環境への影響は軽微だというようなことが書いてあります。それに対して、本当にそうなのかとか、もっと環境保全上の措置を追加しなければいけないのではないかという意見があり、それが本当に必要であれば、計画に追加して工事をやっていく。そういった仕組みになっています。実際に、どういうふうな、どこまで取り入れるかが一番の争点になりますので、具体例を上げさせていただければと思います。

それから、市条例の事前配慮では、事業者が内部的に事業計画を検討する段階で、名古屋市が作っている事前配慮指針という、大気とか水質とか環境項目ごとに、工事段階ではこういうことをするといったガイドラインのようなものがありますので、それに基づいて環境上の事についても配慮することを求めています。ただ、その段階での公表を今は求めておりませんが、アセスの最初の方法書に、事業者が事業計画を立てるときに行った環境上の配慮を書きこんでいただきます。

[委員] ということは、公表をしていないだけで、名古屋市としては、国の法律よりも一歩進んだ形で、事前に配慮書みたいなものをもとに事業者にきちっと環境における指導・改善等を求めているという解釈ですか。

[事務局] 法律が改正される前は、法律よりも進んでいたかと思いますが、国の方で、公表する制度が出来たり、複数案ということがはっきりと書いてあるので、その辺りで逆転されたかなと思います。

[委員] 内部検討段階というのと、一体どこで固まるのか固まらないのか、どこで配慮書が出来上がるのかというのは難しいところがあります。企業としても、公に出せるか出せないか、どの時期にそういったことができるかという判断は難しいと思います。

[部会長] ありがとうございます。次回以降の議題だろうと思います。「戦略的環境アセスメント」は長い言葉ですので、「計画アセス」とか「SEA」という言い方でもいいですか。

[事務局] 参考資料4は環境省が作った資料ですけども、ここには戦略的環境アセスメントという言葉が入っていますが、法律は計画段階環境配慮書ということで、戦略的環境アセスメントという言葉は一切使っていません。計画アセスという言葉もありますけれども、戦略的環境アセスメントとか計画アセスメントといいますと、事業のより早い段階でやるということに加えて、事業計画の上位の計画についてのアセスメントがあります。例えば道路ですと、バイパスをどのように作るかという個別具体の計画をより早い段階で出すということと、その地域の道路のネットワークをどのように考えるかということです。もともとSEAとか計画アセスメントという、全体の上位計画をするときにアセスメントをするといったような言葉で使っています。

[部会長] この部会意見を言う時に「戦略的環境アセスメント」というのは大変なので、言葉だけだったらSEAということで良いですか。

[事務局] いわゆるSEAということであれば。

ウ 本市独自の検討事項について

エ 今後の審議スケジュールについて

[部会長] では、次に入りたいと思います。名古屋市独自の検討事項について、それと併せて今後の審議スケジュールについて説明をお願いします。

[事務局] (資料2、3に基づき説明)

[部会長] ありがとうございます。具体的な検討課題と今後のスケジュールということで、実質3回ですか。この件で何かご質問等がありますか。

[委員] 私が考えますのに、アセス制度自体の充実というのは環境の保全にとっては、ひとつの重要な要素ではありますが、アセス制度だけでは環境保全はなされなくて、結局は許認可がどのように行われるかということに尽きると思います。許認可の要件はアセス制度とは別のところで決まってきます。その許認可を判断するにおいて、どのように環境の変化が起こりうるかということが、このアセス制度の中身だと思うのですが、今回の市長諮問の中には、その点は含まれていません。けれども、実体的な市の制度、具体的にいうと、市全体の2050年の目標、戦略を実現するにおいて、どのような法規制などが必要なのかというのを、別の部会なり別の部署になると思うのですが、それもきちっと見ていただかないと、アセス制度だけでは目的は達せられないと思うのです。ですから答申の附帯的な条項として、そういった趣旨を是非どこかに、一言なり二言入れていただけたらと思います。法律上の効力のある規制なり計画を別に作っていただかないと、アセス制度だけでは守られないと思いますが、国の法律以上のものを市で独自に作った場合に、法的な効力があるのかなのかということも結構難しい問題ではあります。

[部会長] 答申の附帯意見で入れられるかどうか検討していただきたいと思います。

[事務局] 今いただきましたご意見につきましては、事務局で持ち帰らせていただいて、次回までに来ることを考えたいと思います。

[部会長] 答申までで結構です。どこかが言い出さないといけない大事なことですから、うまく載せられればいいと思います。

[委員] 資料2に、対象事業の種類、規模とあります。満たないものでも著しく悪化させると書かれていますけれども、これをやろうとすると、1件1件小さなところまでやらないと分からないだろうし、対象事業の捉え方に対しても、どこまで名古屋市がやろうとしているかということの質問がひとつ。それから、同じく資料2に環境影響評価審査会というものがありますが、これはどういうものかということをお教えください。

[事務局] 対象事業につきましては国の制度と名古屋市の条例の制度で別々の種類や規模が定められています。国の方の規模に対して名古屋市については、より小さいものに対してもかけるという観点で考えていまして、具体的には、鉄道の建設は国では10km以上に対して名古屋市では全て。面的な開発では国の100ヘクタールに対して名古屋市は10ヘクタールです。この対象について、具体的に1件1件見直していくと確かに大変骨の折れる作業にはなるのですが、今あるベースに対して、これが適切かどうかを検討いただきまして、適切ならば適切という結論になりますが、これを拡充するか拡充した時にどんな影響があるのか、この辺りも議論を深めていって、方向性を見出していただけたらと思います。

2点目の審査会の役割ですが、この部会や環境審議会とは違っていて、個別の案件を主に審査するということです。具体的には、方法書などの中身について、環境影響評価審査会という場で専門の委員の方にご意見をいただいています。資料3に技術指針の改定というものがありますが、個別案件の審査等の他に、技術的な内容をまとめた技術指針の改定を行う際に、審査会の意見を聴くという手続きがあります。

[委員] 名古屋市の審査会でしたか。

[事務局] 名古屋市の審査会です。

[委員] 前者の方は、広げるにしても、狭めるにしてもデータに伴う根拠が要ります。よくよく考えないと。広げればいいというものでもないし、狭めていいかという事もあるし。

[部会長] 審査会の役割ですけど、方法書や準備書を専門家が読んで色々意見を言う訳ですけども、その時には、必ず市民の意見や説明会での意見が披露されて、それも含めて審議されていますから、市民の意見は反映されていると思っています。

[委員] 審査会の話で、資料2の現状の手続きの流れという表の中で矢印が一番左のところから出ていますよね。これは、審査会をこの時点でやりますという意味ですか。

[事務局] 左側の事前配慮指針とか、環境影響評価技術指針は、審査会にお願いをして作らせていただいています。ここで、右側に向けて矢印が入っているのは、事前配慮をするときは、事前配慮指針に基づいてやってくださいということで、方法書、環境影響評価の調査・予測・評価あるいは準備書、評価書、事後調査については、技術指針に定めがありますので、これに基づいてやってくださいという意味です。審査会の役割については、右側に、市民・市長からの環境保全上の意見というのがあり、名古屋市長は事業者に意見を言う訳ですけども、その際市長は環境影響評価審査会に諮問という形で意見を聞き、その答申を踏まえて意見を言うということです。

[委員] 先ほど、部会長が言われたように、出てきた意見を集約した形の意見交換会、ないしは、この部会のように市長が聴くというようなことですか。

[事務局] 準備書についての意見を市長が言うときには、答申に基づいて言う訳ですけども、事業者は、市民の方からの意見の内容を踏まえて考えなければならないし、公聴会という制度がありますけれども、公聴会で頂いた意見に対しても配慮しなければなりません。審査会では、市民の方の意見や公聴会での意見、そういったものも先生方にお話しさせていただいて、意見に反映するという形に整理しています。

[委員] それは分かったのですが、資料の右側では、愛知県条例の対象事業や市外の法対象案件については、聴く場がないと。

[事務局] 名古屋市の環境影響評価条例は、名古屋市内で行われる事業について言っていますが、名古屋市は県に含まれています。愛知県条例の適応を受けた市外のものについて意見を言うということは、名古屋市の環境影響評価条例には出てこないもので、それについて、審査会の役割をどういうふうに考えていったらいいか。この部会でご意見をいただければということです。

- [委員] アセス法は、基本的に事業者の自主申告という形になるのですか。どこが確認するのですか。
- [事務局] まず法律では、一定の規模以上の物は事業者が自主的にということではなく、法律上の義務として環境影響評価をやらなければなりません。基本的に、巨大な公共事業といったイメージになるかと思えますので、そういった法律上の公表義務や意見募集をやらずに、実際に工事着手ということはありません。市の条例の方の制度も、規模は小さいという言い方をしていますけれども、超高層ビルですと高さ100メートル以上のものを対象としていますし、地下鉄の建設や、名古屋市が市民の方のごみを集めて燃やすような巨大な焼却場が対象になりますので、周りの監視がありますので、やらずにいくということはないのではないかと思います。ただ、手続法ですので、罰則であるとか、そういう意味での担保はありません。
- [委員] 対象事業の種類と規模の問題に関わるかと思えますけれども、この制度の限界というか、制度があるがために、逆にこれ以下はやってもよろしいという逆の意味合いが出て来る事もあると思えます。名古屋市の条例が出来てからの実績の中で、具体的な環境保全という観点から見た時に、この制度がどんな役割をしてきたのか、どのように寄与してきたのかということ調べていただきたい。緑地がすごく少なくなっていますが、アセスはそういった問題に対して役割を果たせたのかということが問題でもあると思うのです。そういった意味で、対象事業の取り扱いをどういうふう考えていくのが大事な問題であると思えます。それが、先程の環境保全がアセスだけではなかなか守れないという話になるかと思えます。その辺の問題を少し時間をかけて話ができたらと思えます。
- [委員] 今、背景とか現状の課題を上げていただいているのですけれども、これから検討を進める上で具体的な事例をお示しいただくとより理解がしやすいのかなと思えます。対象事業はいろいろありますので、この時はこんな事だったということを示していただくようお願いしたいと思います。
- [部会長] 膨大な量になりますが。
- [委員] 全部でなくて結構です。
- [事務局] 事例については、具体的な環境上のことをまとめて、次回以降、資料としてお示ししていきたいと思えます。
- [委員] 話をずっと聞いていたのですが、他の委員の人は、主な対象事業の資料はもらってないのですか。
- [事務局] 説明の時はお渡ししたかもしれないですけど、今日はお持ちでないかもしれません。
- [委員] 私は、この前説明してもらった時に、主な対象事業は聞いていますが、質問で、そういうのは何だろうということが出ると時間の無駄だと思います。同じ資料を皆に配っていただくというのがいいと思えます。
- [事務局] 申し訳ありません。次回以降からはもう少し幅広に用意いたします。
- [委員] 結局、今の条例と施行規則の手続きの流れの仕組みを見直すということがメインだと思いますので、個別のいくつかの案件、条例と規則の一式を皆さん共有して、適宜見ながら議論ができればいいなということで、お願いしたいです。
- それから、法律との絡みで改正されるところもあるのですけれども、これまでも、名古屋市は法律よりもさらに進んだ側面があったかと思えますし、これからの名古屋市の条例の仕組みも、やはり、何歩か進んだものであるのがいいと思えます。他の自治体の検討状況で、少し面白そうな先進的な事例があれば、私たちも参考になりますので、もし手に入るようなものがあればお示しいただくと助かります。
- [部会長] まさにその通りですね。他のところはどのようにやっているかということも必要です。
- [事務局] 既存の条例等は、次回から用意させていただきます。他都市の関係ですけれども、早いところは審議を始めていますし、今年度多くの自治体で、改正に向けて議論がされると聞いています。節目の段階で、政令市や大都市を抱えている都道府県といったところの検討状況や、先に進んでいるところの結果などの情報を集めてお示ししたいと思います。
- [委員] 次回の論点ですが、市民に分かりやすい図書ってどんなものか、公表の仕方、ネットで出すかどうか、説明会を開くかどうかということと、あとは意見のもらい方ということでもいいですか。
- [事務局] そういう理解でいいと思えます。

[委員] 資料2の事後調査のところには、工事中と工事完了後があります。右側は、工事の長期化・中断への対応と変更した事しか書いていないのですけれども、工事完了後にもともと計画したものに対して、実績がどうなったかというところは、もうすでにやっているということですよね。工事完了後のところの検討がなくてもいいのかなど。計画はあくまでも計画であって、実績とイコールであるかどうかの評価はいらぬのですか。

[事務局] 実際に調査をしていただいて、予測の時と違ったときには、どうして違ったかとか、悪い方に違った場合には、どういう対応をとるかということを事後調査の段階でやっていただくことになっています。

[委員] 既になっているので、それに対しては今回検討課題にはないですね。

[事務局] はい。事務局としては、課題としての認識を持っていなくて、今の制度のままでいいと思っています。

[委員] それは、公表の仕方についても。

[事務局] 市の制度については公表していますので。

[委員] 方法書、準備書の公表の仕方に関しては、検討しようとしているところなので、結果についても公表のところの議論があるのかと。

[事務局] 図書をどのように出すかということについては、上と同じように整理できるかと思います。

[部会長] 他によろしいでしょうか。では事務局から連絡をお願いします。

[事務局] (事務連絡)

[部会長] 本日の部会はこれまでとします。ありがとうございました。